

未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）（抄）	1
○ 戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）（抄）	2

○ 未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百一十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(葬祭料の額) 第二條 法第十六條第一項に規定する政令で定める金額は、<u>二十一</u> <u>万五千円</u>とする。</p>	<p>(葬祭料の額) 第二條 法第十六條第一項に規定する政令で定める金額は、<u>二十一</u> <u>万二千円</u>とする。</p>

○ 戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（葬祭費の額） 第八条の五 法第十九条第一項に規定する政令で定める金額は、二十一万五千円とする。</p>
<p>現 行</p>	<p>（葬祭費の額） 第八条の五 法第十九条第一項に規定する政令で定める金額は、二十一万二千円とする。</p>